平成２２年（フ）第７８４号
京都市右京区嵯峨野南浦町14番地68
破産者　上野　昌樹
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５０号
福岡市博多区上牟田１丁目14番27―606号
破産者　渡辺　　諭
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６６号
福岡市城南区別府団地15番607号
破産者　曽根　牧子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４０号
福岡市城南区片江４丁目７番５―105号
破産者　小泉　敏弘
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２号
北海道滝川市朝日町東３丁目14番32号長岡ハイツ３号室、前住所北海道滝川市西町８丁目６番20号
破産者　大野　　啓
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
横浜市緑区台村町163番地１　ユニオンハイツ503号
破産者　村田　明徳
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１５号
横浜市都筑区池辺町1519番地５
破産者　小菅　　智
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾579番地
破産者　高野　忠良
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第３２１１号
福岡県糸島市志摩桜井1681番地３、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島郡志摩町大字桜井1681番地の３
破産者　原　　義一
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１３５１号
熊本市小山町1630番地131
破産者　中木原博文
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３５２号
熊本市小山町1630番地131
破産者　中木原芳子
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５４号
福岡県大牟田市大字今山2273番地３
破産者　井上四男美
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６７４号
愛知県春日井市大和通２丁目16番地　カインドネス春日井、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町北山台４丁目３番地14
破産者　杉山　三四
1　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
2　一般調査期日　平成23年１月26日午後３時
平成22年11月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３４４号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目５番17号
破産者　森口　義久
1　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午後３時30分
平成22年11月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８号
金沢市忠縄町380番地　金沢湖南苑、従前の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目39番地
破産者　伊﨑　順一
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月16日午後１時30分
平成22年11月12日　　金沢地方裁判所

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第２２号
宮崎県日南市飫肥６丁目２番28号
破産者　医療法人再生会
特別調査期日　平成23年１月31日午前10時
平成22年11月15日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の一般調査期日

平成２２年（フ）第２４号
秋田県横手市十文字町字西上70番地12
破産者　高橋　松美
主文　破産債権の一般調査期日を平成23年１月13日午後１時30分と指定する。
平成22年11月11日　秋田地方裁判所横手支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４７号
山口市小郡上郷1329番地１　宮ノ原市営住宅502号
破産者　清水　博志
異議申述期間　平成22年12月15日まで
平成22年11月11日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８６号
東京都新宿区高田馬場２丁目16番11号
破産者　株式会社神田精養軒
異議申述期間　平成23年１月７日まで
平成22年11月８日
福岡地方裁判所第４民事部